

イスラエル国  
意匠規則，5779-2019  
2019年1月30日改正版

目次

**第1部：通則**

第1条 定義

**第2部：登録手続**

第A章：書類

第2条 書類の提出

第3条 紙面により提出される書類

第4条 申請サイト上の書類の提出

第5条 本人確認の要件

第6条 書類の受領

第7条 不具合時の提出

第8条 宣誓供述書

第9条 係争手続における書類の提出

第10条 書類の送達宛先

第11条 権限の委任

第12条 権限を付与された者の変更及び権限付与の取消し

第B章：出願及び図面の説明

第13条 出願

第14条 適切な図面の説明

第15条 文字による説明

第16条 出願の補正

第C章：優先権主張

第17条 優先権主張

第18条 意匠法第31条に基づく出願

第19条 優先権が主張されている意匠出願の分割

第D章：提出された出願の取扱いとその公開

第20条 提出の確認

第21条 不備のある出願

第22条 願書の不備

第23条 ウェブサイト上での出願の公開

第24条 出願提出時の公開の延期

### **第3部：出願の審査**

- 第25条 出願の審査
- 第26条 早期審査
- 第27条 新規性を害さない公知についての通知
- 第28条 不備に関する通知
- 第29条 意匠出願の分割
- 第30条 通知に対する出願人の応答
- 第31条 補正の審査
- 第32条 理由の検討
- 第33条 応答不履行又は応答拒否による拒絶
- 第34条 拒絶に対する不服申立
- 第35条 不服申立
- 第36条 意見陳述の期日の設定
- 第37条 長官の決定
- 第38条 1年以内の審査の終了
- 第39条 類別及び小類別の決定
- 第40条 意匠の登録証

### **第4部：登録の更新**

- 第41条 更新手数料
- 第42条 納付の督促
- 第43条 手数料の納付
- 第44条 意匠の失効

### **第5部：長官に対する手続**

#### 第A章：登録意匠の取消申請

- 第45条 取消申請
- 第46条 意匠所有者の意見陳述及び証拠
- 第47条 取消申請人の証拠
- 第48条 取消申請人の応答証拠
- 第49条 証拠の提出終了
- 第50条 証拠書類の翻訳文

#### 第B章：長官に対する手続の遂行

- 第51条 長官に対する手続への参加
- 第52条 当事者の意見を聴聞する期日の設定
- 第53条 意見陳述に対する不出頭
- 第54条 宣誓供述人の尋問
- 第55条 書類の発見及び追加の詳細事項の提供
- 第56条 調書の記録
- 第57条 調書の訂正

- 第58条 調停
- 第59条 長官の決定
- 第60条 当事者への決定書の送達
- 第61条 合理的な費用の支払
- 第62条 訴えの提起に関する通知
- 第63条 補足意匠についての独立した有効性の申立

#### 第C章：意匠創作者の名称の一覧掲載の請求

- 第64条 意匠創作者の名称の一覧掲載の請求方法
- 第65条 意匠創作者の名称の一覧掲載の取消の請求方法
- 第66条 意匠創作者の名称の一覧掲載の取消請求に対する被請求人
- 第67条 意匠創作者の名称の一覧掲載の取消請求における手続の継続

#### 第D章：意匠の有効性更新

- 第68条 有効性更新の申請
- 第69条 申請の拒絶通知
- 第70条 有効性更新の申請の受理
- 第71条 登録簿における有効性更新の記録
- 第72条 有効性更新の取消請求

#### 第E章：職務創作意匠に関連する係争

- 第73条 長官への申立に関する通知

### 第6部：登録簿における記録及び書類の訂正

- 第74条 意匠登録簿
- 第75条 変更の記録
- 第76条 登録意匠の所有者の請求による登録簿における意匠登録の抹消又は取消
- 第77条 所有権の移転及び個別のライセンスの登録
- 第78条 要約及び書類の受領
- 第79条 記録及び書類の訂正申請
- 第80条 意匠所有者以外の者による記録及び書類の訂正申請
- 第81条 訂正の公示
- 第82条 訂正取消申請

### 第7部：ウェブサイト上の公示

- 第83条 情報の公示

### 第8部：所轄官庁の措置に対する異議

- 第84条 所轄官庁の措置に対する異議

## 第9部：補助的権限

- 第85条 訂正を許可する権限
- 第86条 書面による主張の要約
- 第87条 説明の要求
- 第88条 原本の提出
- 第89条 手続
- 第90条 長官の決定書の写し
- 第91条 審理の継続

## 第10部：雑則

### 第A章：雑則

- 第92条 侵害の主張における報告方法
- 第93条 未登録意匠を表示する方法及び時期

### 第B章：一般的な手続

- 第94条 窓口業務時間及び書類の閲覧
- 第95条 期日
- 第96条 延長
- 第97条 仮申立

### 第C章：手数料

- 第98条 手数料の納付義務
- 第99条 指数化
- 第100条 手数料の納付
- 第101条 過誤納の手数料の返還

### 第D章：開始と適用

- 第102条 開始と適用
- 第103条 経過措置

附則1 (本規則第1条 願書の様式) 省略

附則2 料金表

附則3 分類表 省略

## 第1部：通則

### 第1条 定義

本規則において、

「ウェブサイト」とは、当局のウェブサイトをいう。

「申請サイト」とは、当局への電子申請が行われる当局のウェブサイトをいう。

「仮申立」とは、長官に対する手続においてされる申立であって、主たる救済措置を求める申立ではないものをいう。

「分割出願」とは、規則第29条(b)に基づいて分割された出願をいう。

「調停」、「調停取決め」とは、裁判所法第79C条に定義するものをいう。

「紙面による提出」とは、手交又は郵便配達による書類の提出をいう。

「係争手続」とは、意匠法第12条(b)、第25条、第34条(b)、第46条から第48条までに基づく手続をいう。

「コンピュータ資料」とは、コンピュータ法、5755 - 1995に定義するものをいう。

「願書」とは、附則1の言語に従って作成された、意匠登録のための願書をいう。

「電子申請様式」とは、当局への電子申請に使用される電子様式であって、提出時に申請サイト上に表示されるものをいう。

「休日」とは、法律及び行政条例、5708 - 1948第18A条に定義するものをいう。

「サバティカル(安息日)」とは、法律によるものをいう。

「電子メッセージ」とは、電子署名法、5761 - 2001に定義するものをいう。

「コンピュータによるスキャン」とは、証拠規則(写真複写)、5730 - 1969の規則第3A条に定義するものをいう。

「主たる救済措置」とは、手続を終結することができる係争手続において請求される救済措置をいう。

「特許弁護士」とは、特許法、5727 - 1967に定義するものをいう。

「補足意匠」とは、意匠法第7節によるものをいう。

「証拠条例」とは、証拠条例[新版]、5731 - 1971をいう。

「承認された電子証明書」とは、電子署名法、5761 - 2001に定義するものをいう。

「宣誓供述書」とは、規則第8条の規定を満たすことを条件とする、次のうちの何れかをいう。

(1) 証拠条例第15条に基づく宣誓供述書

(2) 宣誓供述書又はそこに記載された供述の真実性に関する宣言書であって、イスラエル国外において提示され、かつ、これらを作成し署名する権限のあるイスラエルの外交代表若しくは領事代表又はこれらが提示された地の法律に従ってこれらを受領する権限のある者に対して作成され署名されたもの

## 第2部：登録手続

### 第A章：書類

#### 第2条 書類の提出

(a) 当局に提出される申請書，通知書その他の書類及びその写は，(b)に従うことを条件として，規則第3条に規定する紙面により又は規則第4条から第7条までに規定する申請サイト上で提出しなければならない。

(b) (a)の規定に拘らず，以下に掲げる者のうちの何れかの者は，所轄官庁による要求がない限り，申請サイト上でのみ申請書，通知書及び書類を提出しなければならない。

(1) 法人である出願人

(2) 法律に基づく資格を有する専門家であって，その提出がその職業又は資格の枠内で行われる者

#### 第3条 紙面により提出される書類

(a) 紙面で当局に提出することにより提出される，申請書，通知書その他の書類及びその写は，次のとおりとする。

(1) 消えない色で印字すること

(2) A4サイズの白色紙とすること(横21cm，縦29.7cm)

(3) 紙面の上部に最低5cm，ヘブライ語又はアラビア語で記載された紙面については右側，英語で記載された紙面については左側に3cmから4cmまでの余白，各行末に最低3cmの余白を設けること

(4) 紙面の片面にのみ印刷すること

(5) 2枚以上の紙面を含む場合は，番号を付すこと

(6) 書類に関する意匠番号又は意匠出願番号の注記を含めること

(7) 1主題についてのみとすること

(8) 書類が規則第14条に基づく図面である場合において，それが先に提出された書類に代わるものであるときは，添付書類にその旨を注記すること

(b) 意匠法第48条に基づく申請における若しくは意匠法第96条に基づく当局職員の決定に対する異議における紙面での提出による申請書，通知書若しくは書類，又は規則第14条に基づく図面又は規則第17条に基づく先の願書の写の提出に加え，これらの写は，(c)及び規則第4条(c)又は(d)の規定に従い，コンピュータ資料の保管に使用される装置上でも提出しなければならない。

(c) コンピュータ資料の保管に使用される装置上で，(b)の規定に基づく紙面による提出と同時になされた当局への申請書，通知書その他の書類の提出にあたっては，次のとおりとする。

(1) 当該通知書，申請書又は書類の提出日は，これらが紙面により提出された日又は装置上で提出された日のうちの遅い方の日とみなす。

(2) (a)(4)は，紙面での提出により提出される申請書，通知書又は書類については，適用しない。

(d) (a)は、イスラエル当局若しくは外国当局又は世界知的所有権機関(WIPO)が提供する公式文書を紙面により提出する場合については、適用しない。

#### 第4条 申請サイト上の書類の提出

(a) 申請サイト上で提出される意匠出願は、電子申請様式により当局に提出するとともに、これに、図面の説明、該当する場合は規則第11条に基づく委任状を含むファイルを添付しなければならない。

(b) 当局に提出しなければならない又は提出することができる申請書、通知書その他の書類は、申請サイト上で提出することができる。

(c) 文字(テキスト)情報を含む申請サイト上で提出される書類は、文字PDF(Portable Document Format)ファイルを作成するのに使用されるソフトウェアなど、書類が記載されている言語による文字検索が可能なソフトウェアを使用して作成される。文字情報ではない情報のみを含む書類も、(d)に従うことを条件として、非文字PDF方式により提出することができる。

(d) 規則第14条に規定する図面の説明を含む、申請サイト上で提出される書類は、TIFF、JPEGのうちの何れかの方式により提出しなければならない。

#### 第5条 本人確認の要件

(a) 規則第4条に基づいて提出される申請書、通知書その他の書類を提出する者は、承認された電子証明書により自身を特定しなければならない。

(b) (a)の規定に拘らず、以下に掲げる申請書、通知書又は書類を提出する者は、承認された電子証明書により自身を特定する義務を負わない。ただし、申請サイトに登録し、かつ、個人情報及びパスワードを含む、この目的のために必要な詳細事項を提供しなければならない。

- (1) 意匠法第12条(b)に基づく職務創作意匠の疑義に関する長官の決定を求める申請書
- (2) 意匠法第18条に基づく意匠出願
- (3) 意匠法第33条に基づく意匠創作者の名称の一覧掲載のための申請書
- (4) 意匠法第34条に基づく意匠創作者の名称の一覧掲載を取り消す申請書
- (5) 意匠の出願人又は所有者ではない者が意匠法第46条(a)に基づいて提出する訂正申請書
- (6) 意匠法第48条に基づく、登録簿における意匠登録を取り消す申請書、失効した意匠の有効性更新を取り消す申請書及び登録事項の訂正を取り消す申請書
- (7) 意匠法第55条に基づく補足意匠出願
- (8) 意匠法第98条(b)に基づく手続への参加の請求書
- (9) 規則第41条に基づく意匠登録更新の申請書
- (10) 職務創作意匠の疑義に関する長官の決定を求める申請に対する規則第73条に基づく応答書
- (11) 追加書類が添付されていない手数料納付書

## 第6条 書類の受領

(a) 申請書、通知書その他の書類が申請サイト上で提出された場合、当該書類は、受領通知のとおり申請サイト上で受領された日に提出されたものとみなし、当局は、提出を受け、この目的のために出願人が提示した電子メールアドレスに当該通知を送付するものとする。当該申請書、通知書又は書類の受領が拒絶されたときは、当局は、拒絶の理由を記載して当該電子メールアドレスに拒絶の通知を送付する。

(b) 書類が申請サイト上で提出された場合は、当該書類がファイルの完全性、サイズ、フォーマットなどの確認を含む技術的な受入れテストに合格していない限り、当該書類は受領されず、提出されたものとはみなさない。受入れテストに合格していない書類については、提出は許可されない。

(c) 申請サイト上で提出された意匠登録出願であって、出願人の名称が記載されておらず、手数料が納付されていない又は図面の説明ファイルが添付されていないものは、申請サイト上で受領されず、(a)に規定する通知もこれに関しては送付されない。ただし、申請サイトは、これらの詳細事項が未完であることを自動表示するものとする。

## 第7条 不具合時の提出

(a) 所轄官庁は、申請サイトに不具合が予想される場合又は不具合がある場合は、所轄官庁がそれを知るときはウェブサイト上に、不具合の発生日及びその解消日を示す通知を掲載しなければならない。当該通知の掲載時に不具合の解消日が不明である場合又は不具合の発生日若しくは解消日が変更となった場合は、所轄官庁は、不具合の解消日又は該当する場合は更新された日を記載した追加通知(本条規則では、「追加通知」という)をウェブサイト上に掲載する。

(b) 所轄官庁が当該通知(追加通知を含む)を掲載した場合は、申請書、通知書又は書類(本条規則では、総称して「書類」という)を提出する者については、次の規定の適用があるものとする。

(1) 書類の提出期限(本条規則では、「期限」という)前に解消した不具合に関しては、規則第2条(b)の規定に拘らず、申請人は、通知による不具合の発生日から、実際の不具合解消日から2営業日まで又は不具合の解消の通知若しくは追加通知の掲載日から2営業日までのうちの遅い方の日に、規則第3条に規定する紙面での提出により書類を提出することができる。

(2) 期限に発生した不具合に関しては、規則第2条(b)の規定に拘らず、申請人は、期限から2営業日以内に、規則第3条に規定する紙面での提出により又は申請サイト上で書類を提出することができ、当該書類は期限に提出されたものとみなす。

(3) 申請人が(2)に規定する手続をしたときは、申請人は、附則2項目13による、当該期日の延長手数料の納付義務を負わないものとする。

(c) 追加通知は、先の通知に基づき(b)に基づいてされた提出の有効性に影響を及ぼすものではない。

(d) 申請サイト上で書類を提出することができず、かつ、当局が不具合の通知を掲載しなかったこと、又は申請人のコンピュータの故障により申請サイト上の書類提出が妨げられ、かつ、同日に修復することができないことの何れかの理由により、期限までに申請サイト上で書類を提出することができない場合は、書類の提出については、提出の試み及び期限までに提出することができなかつた事情を詳述した宣誓供述書を提出書類に添付することを条件として、(b)(2)の適用があるものとする。

## 第8条 宣誓供述書

宣誓供述書は、当事者本人によるものであり、複数の部分に分割されるものとし、また、宣誓供述人が自身の知識から又は宣誓供述人がその理由を示した場合は、宣誓供述人の知識の範囲内で証明できる事実のみを含むものとする。

## 第9条 係争手続における書類の提出

(a) 係争手続の当事者のうちの1人が、同一の手続に関する通知書、請求書、応答書、意見陳述書若しくは証拠又は他の何れかの書類を長官に提出する権利又は義務を有する場合は、書類を提出する当事者は、この事項について他の規定がないときは、長官への書類の提出時に、係争手続の当事者である相手方の何れの者にも写を提出しなければならない、次の規定を適用する。

(1) 係争手続の当事者であつて、当局に提出された書類(手続における最初の書類を除く)の写を前項に規定するとおり手続を相手方当事者に提供する者は、規則第10条(b)に規定する電子メールアドレスが提示されている場合はこれに当該写を送付することができる。書類を提出する当事者が、規定のとおり書類の写を電子メールにより送付したときは、当該当事者は、送達の時から24時間以内に、電話で受信人に対し、書類の写を電子メールにより送付したこと及び書類が所轄官庁に提出されたことを通知し、かつ、当該当事者は、書類の詳細、通話時刻及び連絡をした相手の名称を含む電話メッセージの記録を作成しなければならない。ただし、相手方当事者が電子メールにより書類の受領確認をしたときは、書類を提出する当事者は、規定するとおり電話で受信人に通知する義務を負わない。

(2) 係争手続の当事者であつて、当局に提出された書類(手続における最初の書類を除く)の写を(a)に規定するとおり係争手続の相手方当事者に提供する者は、規則第10条(a)に定めるファックス番号が提示されている場合はこれに当該写を送付することができる。書類を提出する当事者が、規定のとおり書類の写をファックスにより送付したときは、当該当事者は、送達の時から24時間以内に、電話で受信人に対し、書類の写をファックスにより送付したこと及び当該書類が所轄官庁に提出されたことを通知し、かつ、当該当事者は、書類の詳細、通話時刻及び連絡をした相手の名称を含む電話メッセージの記録を作成しなければならない。

(3) 申請サイトによって当局に書類を提出した係争手続の当事者は、(1)に規定する電子メールによる手続により、(2)に規定するファックスにより又は手交によって書類を相手方当事者に送達しなければならない。

(4) (1)又は(2)に基づいて、金曜日、休日、サバティカル又は17時以後に提出された書類の写は、次の平日に送達されたものとみなす。

(b) 所轄官庁は、(a)に基づく手続の別の当事者に書類を送達することが必要な当事者に対し、いつでも、受領確認書又は当該書類が実際に送達されたことを納得できる他の証拠を所轄官庁に提出するよう要求することができる。

(c) ある者が当局に書類を送付し、その写を(a)に規定する相手方当事者に送達する必要がある、かつ、その写を送達していない場合は、当局に提出された書類は、その写が相手方当事者に送達されていない限り、提出されなかったものとみなす。この目的のために、相手方当事者への送達は、正当な書簡として郵便料を払った郵送による送達を含む。

(d) ある者が、(a)に従うことを条件として、当局に書類を提出した場合であって、当該書類が表面上無効である又は所定の手数料が添えられていない場合は、所轄官庁は、当該書類が当局に送付された後できる限り速やかに、その旨の通知を当事者に送付しなければならない、当該書類は、当該無効が是正されない限り又は当該手数料が納付されない限り、送付されなかったものとみなす。

#### 第10条 書類の送達宛先

(a) 当局に書類を提出する者であって、このことについて当局に書類を提出していない者は、書類を送達するためのイスラエル国内の宛先(所在地の名称、通りの名称、家屋番号及び郵便番号並びに当該宛先の電話番号及びファックス番号又は私書箱番号を含む)を提示しなければならない。通りの名称又は家屋番号がない場合は、別の識別記号とする。

(b) (a)に規定する宛先に加え、書類を提出する者は、当局及び規則第9条(a)(1)に基づく係争手続の当事者から書類を受領することを希望する場合は、電子メールアドレスを提示することもできる。規定される電子メールによる書類の受領は、申請人の明示の同意を必要とし、当該明示の同意が得られた場合は、当該同意は、同一の申請人に送付されたすべての書類に対して有効であるものとする。電子メールアドレス受領後は、当局は、申請人が別段の更新をしない限り、この電子メールアドレスに当該書類が送付されることを申請人に通知する

(c) 意匠出願を提出する者は、意匠法第45条に基づく意匠の期間満了前に通知を受領するために及び所轄官庁が本規則に基づいて送付する義務を負わない書類を受領する目的のために、電子メールアドレスを指定しなければならない。出願人が電子メールアドレスを提出していない場合は、出願人は、本項にいう通知を受け取れない。

(d) (b)の規定に拘らず、意匠出願人が請求する場合は、当局は、紙面による出願の認証謄本又は登録証を送付する。

(e) (a)に規定する宛先は、義務又は許可に関して意匠法又は本規則に基づき受信人に書類を送達する宛先とみなす。ただし、(b)による電子メールアドレスが提示される場合は、当局及び係争手続の当事者は、該当する(b)及び規則第9条(a)(1)の規定に従うことを条件として、電子メールアドレスを介して受信人に書類を送達することができる。

(f) 当局によって(b)に規定する電子メールにより送付された通知は、適正かつ受理可能な較正を確保する規則に従って較正された当局のコンピュータシステムの内部時計に表示される送信日時に受信人に送達されたものとみなす。ただし、別段の証明がある場合は、この限りでない。

(g) ある者が規則第11条に基づく権限を付与された場合は、権限を付与された者の宛先は、当該権限付与が有効であり、かつ、当該権限を付与する者又は当該権限を付与された者が当局に別段通知しない限り、当該権限を付与する者に書類を送達するための宛先とみなす。本条規則は、権限を付与された者の宛先又は提示された他の宛先についても適用されるものとし、権限を付与された者は、自身が代理人として務めるすべての意匠出願及び手続又はその一部に関し、(b)に規定する電子メールアドレスを通知することができる。

### **第11条 権限の委任**

(a) 意匠法若しくは本規則に基づく又はこれらに基づいて許可される、ある者が必要な手続は、当局に提示される委任状により、特許弁護士又はその職務を遂行する権限を付与された弁護士が当該手続を行うことを許可することができる。

(b) 同一の事項に関しては、1の事務所においてパートナーである又は一緒に働く複数の者が権限を付与される場合を除き、2人以上の者に権限が付与されることはない。ただし、ある者は、2人以上の権限を付与された者に自身の名称により出頭し及び主張することを許可することができる。

(c) 複数の者が(b)に基づいて権限を付与された後に、パートナーシップが解消され、又は権限を付与された者が一緒に働くことを止めた場合において、権限を付与する者又は権限を付与された者から何らかの通知がないときは、当該権限を付与された者が一緒に働くことをやめる前に宛先として提示された宛先を有する権限を付与された者が、権限を付与された者とみなす。

### **第12条 権限を付与された者の変更及び権限付与の取消し**

(a) 権限を付与された者により当局に対して代理される者は、所轄官庁にその旨が通知されていることを条件として、権限を付与された者を交代させるか又は権限付与を取り消すことができる。その時までには、先の権限を付与された者は、権限を付与された事項の取扱いが最終的に終了するまでは、その者を、権限を付与された者とみなし、また、前述したような取消し又は交代がなければ、権限を付与された者は、所轄官庁の許可なしには、当該事項又はその一部の取扱いを免れることができない。

(b) 所轄官庁は、合理的とみなす場合において、権限を付与された者に提示された委任状が提示された日から10年が経過したときは、当該委任状の承認を拒否することができる。

## 第B章：出願及び図面の説明

### 第13条 出願

(a) 紙面での提出により提出される意匠出願(補足出願を含む)は、願書により、適切な図面の説明とともに、該当する附則2の項目1又は2に規定する出願手数料を添えて、当局に提出しなければならない。加えて、図面の説明の写は、コンピュータ資料の保管に使用される装置上で当局に提出される。

(b) 規則第4条に規定する申請サイト上の意匠出願(補足意匠出願を含む)の提出は、適切な図面の説明とともに、該当する附則2の項目1又は2に規定する出願手数料を添えなければならない。

### 第14条 適切な図面の説明

(a) 出願人は、意匠全体の図面を提出し、かつ、図面の総数、図面の順序及び各図面に意匠に係る物品が表示される投影図を明示しなければならない。

(b) 意匠を示す図面は、次のうちの何れかの様式とすることができる。ただし、その品質が十分であり、十分明瞭であり、かつ、図面の数が意匠の説明と一致していることを条件とする。

- (1) 写真
- (2) 製図
- (3) コンピュータシミュレーション

(c) 出願が2以上の意匠に関して紙面での提出により提出される場合は、出願人は、各図面が何れの意匠に係るものであるかを明示し、各紙面には、1の意匠についてのみの図面の説明を付さなければならない。

(d) 申請サイト上で2以上の意匠について出願された場合は、各図面ファイルには、1の意匠のみの図面の説明を含むものとする。

(e) 図面の説明には、滑らかで均一な背景の上に、登録を請求する意匠のみを含めるものとする。

(f) 図面の説明には、言葉、文字、数字、線、面又は凡例を含む、意匠の本体以外の細部を含めないものとする。

(g) 出願人は、各種の破線を使用することができる。ただし、規則第15条に規定する文字による説明において、各種の破線が何を表すかを明示することを条件とする。

(h) 出願人は、登録を請求する意匠の一部ではない物品の部分を、以下に規定する何れかにより限定することができる。ただし、当該部分は、意匠の印象を受ける能力又は意匠の細部を識別する能力を損なわず、かつ、当該出願において意匠が記述されているすべての投影図

において同様に表示されることを条件とする。

- (1) 破線を使用すること。ただし、破線は、物品の見えない部分を記述してはならない。
- (2) 不明瞭にすること
- (3) 黒色化又は白色化させること

(i) 意匠に係る物品がその通常の使用過程において種々の状態を有する場合は、出願人は、当該物品の中間段階の図面を提出しないことを条件として、投影図に言及しつつ、種々の状態の完全でかつ最新の図面を提出することができる。

(j) 意匠に係る物品が複数の構成部品から構成され、各構成部品が当該物品の通常の使用における意匠の一部を構成している場合は、出願人は、物品全体の表示に加え、当該物品を分解投影図により表示することができる。分解投影図では、構成部品がその組立ての順序で近接して表示される。

(k) 意匠に係る物品が種々の長さを有する場合は、出願人は、各投影図において種々の長さを示す2本のジグザグ線により種々の長さに印を付けることができる。ただし、長さの変更により、意匠の重要な細部を変更しないことを条件とする。

(l) 出願人は、拡大表示により1の意匠の細部の図面の説明を追加することができる。ただし、この細部がさらに、同一の投影図による意匠全体を含む別個の図面として添付されることを条件とする。

(m) 意匠に係る物品が組物である場合は、出願人は、組物全体をまとめて示す、少なくとも1の図面を提出しなければならない。

(n) 意匠に係る物品が図形標章又はアニメーション画面表示である場合は、出願人は、これを、願書又は電子申請様式に関して規則第15条に規定する文字による説明において表示し、該当する場合は、更に、アニメーションの進行を反映した一連の図面を提出しなければならない。

(o) 色彩が意匠の視覚的特徴のうちの一つである場合は、すべての図面が同一の色彩により提出されることを条件として、図面の説明には、特徴を含めるものとする。

(p) 図面の説明が色彩を付したものであり、かつ、当該色彩が物品の視覚的特徴ではない場合は、出願人は、これを、該当する願書又は電子申請様式において、規則第15条に規定する文字による説明で示さなければならない。

(q) 出願人は、図面が説明のためのものであることに、出願人が注記することを条件として、状況に照らして、意匠を説明するために1の図面を提出することができる。

(r) 長官は、出願人に対し、意匠に係る物品の図面又は(q)に規定する説明のための図面の提

出を求めることができる。

#### **第15条 文字による説明**

出願人は、図面の説明において表現されている意匠の視覚的特徴の文字による説明を出願に含めることができる。ただし、視覚的特徴のすべてが図面の説明において表現されていることを条件とする。出願人は、前述した手続を選択する場合は、規則第14条(g)、(n)及び(p)に従ってこれをしなければならない。

#### **第16条 出願の補正**

(a) 出願人が、自らの発意によるものであるか又は出願の不備に関する通知を受けてかを問わず、出願を補正することを希望する場合は、補正された適切な図面の説明については、規則第14条を適用する。補正された図面の説明が紙面での提出により提出される場合は、出願人は、その写をコンピュータ資料の保管に使用される装置上で提出しなければならない。

(b) 所轄官庁は、請求された補正が意匠の重要な細部を変更するものであると決定した場合は、出願人にその事実を通知し、かつ、当該意匠の補正を却下する。

### **第C章：優先権主張**

#### **第17条 優先権主張**

(a) 意匠法第21条に基づく優先権主張は、該当する願書又は電子申請様式において、なされなければならない。

(b) 優先権主張は、イスラエル国内における意匠出願から2月以内に提出しなければならない。

(c) 優先権が主張される場合は、出願人は、当該主張から2月以内に、先の出願書類の写を提出しなければならない。

(d) 出願人は、次の何れかにより、先の出願書類の写を提出しなければならない。

(1) 所轄官庁が承認した先の出願に関しては、長官が書類を信頼できるものであると納得できる場合に限り、出願人が所轄官庁から受領した電子メールにより行うものとする。

(2) 紙面により所轄官庁が承認した先の出願に関しては、出願人が所轄官庁から受領した紙面による願書の写のコンピュータによるスキャンを構成する電子メッセージにより行うものとする。

(3) 先の願書の写を世界知的所有権機関(WIPO)に提出していることへの言及

(e) 出願日になされなかった優先権主張又は当局に既に提出された出願に追加した優先権主張は、規則第16条に規定する意匠登録出願の補正請求により、なされなければならない。

## 第18条 先の出願の翻訳文提出

公用語又は英語以外の言語による先の出願に基づく優先権主張をする者は、所轄官庁が満足するように、所轄官庁が指令した日から3月以内に、公用語又は英語の翻訳文を提出しなければならない。

## 第19条 優先権が主張されている意匠出願の分割

所轄官庁が、優先権が主張されている出願の分割を命じた場合は、出願の各々について、規則第17条及び第18条を適用する。ただし、規則第17条(c)に規定する先の願書の写を各出願とともに提出する必要はなく、分割された各出願には、分割される原出願の番号及び原出願に先の願書の写が提出された旨を記載すれば足りる。

## 第D章：提出された出願の取扱いとその公開

### 第20条 提出の確認

出願の提出確認書は、出願人に提示される。当該確認書には、出願番号、出願日及び意匠法第22条に基づく出願公開予定日を記載する。

### 第21条 不備のある出願

(a) 提出された出願に意匠法第20条の規定に基づいて不備があると認められる場合は、当局は、出願人に当該不備を通知し、規則第20条に規定する提出確認書を出願人に交付しないものとする。本条規則の適用上、規則第14条に規定する各意匠についての適切な図面の説明として、当該意匠全体を表す少なくとも1の図面を提示しなければならない。

(b) 出願人は、(a)に基づいて通知された不備を、当局の通知が出願人に送達された日から3月以内に是正することができる。出願人が当該是正をせずに、出願が紙面での提出により提出された場合は、願書及びそれに添付された書類は、出願人に返還される。ただし、出願人が宛先を指定しなかった又は出願人が指定した宛先が不正確であることにより、出願人に返還することができない場合は、出願は、当局により1年間保管された後、廃棄される。願書が申請サイト上で提出された場合は、当該出願は当局により1年間保管され、その後、所轄官庁は当該出願を消去することができる。

(c) 出願人が(a)に基づいて通知された不備を是正する場合は、所轄官庁は、規則第20条に規定するとおりに提出を確認するものとし、出願日は、意匠法第20条(b)に規定するとおりに確定される。

### 第22条 願書の不備

(a) 願書が出願され、かつ、次の事項の1以上について不備があると認められた場合は、所轄官庁は、規則第20条に従って提出を確認した後できる限り速やかに、認められた不備について、書面で出願人に通知しなければならない。

(1) 出願人が意匠法第19条(a)(3)(a)に基づいて意匠所有者に通知しなかったこと

- (2) 本規則に基づき要求される、願書の写が、規則第3条(b)に規定するコンピュータ資料の保管のために使用される装置上で提出されなかったこと
- (3) 願書が、権限を付与された者であると主張する者により提出されたが、その委任状が、規則第11(a)に規定のとおり当局に送付されなかった場合
- (4) 願書が、紙面若しくは電子申請様式に基づいて提出されなかったこと又は該当する場合は、その詳細事項(意匠の名称を含む)のすべてが未完であること
- (5) 出願人が規則第27条に従って意匠が公知となった日を明示しなかったこと
- (6) 出願人が、登録を請求する類別又は小類別を明示しなかったこと
- (7) 附則2に規定する減額された手数料が納付されており、かつ、出願人が当該減額を受ける権利を有していなかったこと
- (8) 組物の登録出願が提出されたが、附則2項目1に従う意匠についての手数料が納付されたこと

(b) 出願人は、(a)に規定する所轄官庁の通知から3月以内に、(a)により通知された不備を是正することができる。

(c) 出願人が当該通知についての不備を是正しなかった場合は、出願人は、意匠法第29条に基づいて通知された不備を是正しなかった者とみなす。

### **第23条 ウェブサイト上での出願の公開**

願書が出願されたときは、所轄官庁は、規則第24条に基づく出願の公開日の延期が請求されていない限り、出願後できる限り速やかに、当該出願に含まれる意匠の図面の説明を含めて、出願をウェブサイト上で公開する。

### **第24条 願書提出時の公開の延期**

(a) 出願人は、意匠法第22条(b)に規定する出願の公開を延期することを希望する場合は、この事項に関して、次の何れかにより所轄官庁に通知しなければならない。

- (1) 願書又は該当するときは電子申請様式において
- (2) 提出確認書が出願人に送達された日から7日以内に、意匠出願の公開延期を請求することにより

(b) 出願人が意匠法第22条(c)に規定する公開の延期を請求した後に、出願を公開することを希望する場合は、出願人は、意匠出願の公開の延期を取り消すための請求により、所轄官庁に通知しなければならない。

## 第3部：出願の審査

### 第25条 出願の審査

(a) 出願は、出願が提出された順に審査されるものとする。

(b) (a)の規定に拘らず、分割された原出願は、当該出願から分割される出願とともに審査される。

(c) (a)の規定に拘らず、出願の審査は、意匠法第22条に基づく出願の公開前に開始してはならない。

(d) 所轄官庁は、意匠法第27条に規定するとおりに後の出願の審査の延期を命じた場合は、その旨を出願人に通知し、かつ、その通知において先の出願の番号を示さなければならない。

### 第26条 早期審査

早期審査請求は、意匠法第28条(a)に従い、附則2項目3による手数料を添えて、書面で提出しなければならない。

### 第27条 新規性を害さない公知についての通知

意匠法第9条に基づいて基準日前の12月の間に意匠が公知となった場合、出願人は、その旨を、出願時に所轄官庁に書面で通知しなければならない。

### 第28条 不備に関する通知

(a) 意匠法第29条に基づく不備の通知は、書面によるものとし、次の事項を含むものとする。

- (1) 意匠法第1条に従って組物の意匠の保護が請求される場合は、当該意匠が組物を構成しない理由
- (2) 出願の対象が意匠法第1条に定義する意匠を構成しない理由又はその視覚的特徴が意匠法第10条に基づく保護の対象とならない理由
- (3) 意匠が意匠法第5条により公序良俗に反する理由
- (4) 意匠法第6条による意匠の新規性を否定する刊行物への言及
- (5) 意匠法第7条による意匠の独自性を否定する刊行物への言及
- (6) 規則第29条(b)に規定する意匠出願の分割の指示
- (7) 組物の意匠の保護が請求されていない場合又は附則2項目2に従って十分な手数料が納付されていない場合は、当該意匠が組物を構成する理由
- (8) 図面の説明が本規則の要件を満たしていない旨の通知
- (9) 出願がその様式に関して本規則の要件を満たしていない旨の通知

(b) 所轄官庁が、不備の理由が(a)(4)又は(5)に規定する理由の一つであって、出願人が所有する登録意匠に起因するものであり、かつ、出願の意匠の主題が条例第31条の規定に準拠していると認める場合は、意匠出願は、意匠法第22条に基づく公開に関するものを除き、条例第31条に基づく出願とみなす。

## 第29条 意匠出願の分割

(a) 意匠出願が多数の意匠を含み、かつ、当該意匠出願に含まれる各意匠について手数料が納付されている場合は、所轄官庁は、各出願が1の意匠を含むように当該意匠出願を複数の意匠登録出願に分割する。

(b) 意匠出願が多数の意匠を含み、かつ、当該意匠出願に含まれる各意匠について手数料が納付されていない場合は、所轄官庁は、出願人に対し、出願の分割を通知し、かつ、各出願が1の意匠を含むように別個の意匠登録出願をするよう指示し、可能なときは、出願に含まれる種々の意匠を明示する。

(c) 出願人は、(b)に規定する通知を受けた日から3月以内に、以下に規定する手続の何れかを行うことができる。出願人が前述した手続を行わない場合は、その出願は拒絶される。

(1) 手数料が納付されていない意匠の数に応じた手数料の納付とともに、前述の通知に記載された別個の出願をすること

(2) 意匠出願について十分な手数料が納付された理由を説明すること

(d) 分割された意匠出願が多数の意匠を含み、かつ、当該意匠出願に含まれる各意匠について手数料が納付されていない場合は、所轄官庁は、分割された出願が1の意匠を含むように当該意匠出願を補正するように出願人に通知する。

(e) 出願人は、分割された出願を分割することができない。

(f) 本条規則に基づく各分割出願の出願日は、分割された原出願の出願日とし、規則第20条から第22条までを適用する。

## 第30条 通知に対する出願人の応答

出願人は、規則第28条に規定する通知を受けた日から3月以内に、当該通知に対する応答として、実施された補正により不備がどのように解消されるかについて説明するとともに当該通知に関する不備を補正し、出願人が不備の全部若しくは一部を補正する必要がない理由を説明し、又は規則第34条に基づく所轄官庁の決定若しくは措置に対する審判を、附則2項目11による手数料を添えて、長官に請求することができる。

## 第31条 補正の審査

(a) 規則第30条に規定のとおり出願人が不備を補正した場合は所轄官庁は、補正された出願及び図面の説明を審査し、かつ、次の事項に関して補正を審査しなければならない。

(1) 補正が、規則第28条及び第29条に規定する、出願人に通知された不備を解消するのに十分であるか否か

(2) 補正が、その内容及び様式に関して意匠法及び意匠規則の規定に準拠しているか否か

(3) 補正が意匠の重要な細部を変更するか否か

(b) 所轄官庁は、出願人に対し、補正された出願において発見された不備を通知しなければ

ならない。当該通知は、規則第28条に基づく通知とみなされ、出願人は、規則第30条に規定するとおり、これに対して応答することができる。

(c) 出願の補正は、出願の審査日の前には審査されないことを条件として、出願の審査日の前に出願人がした補正の審査についても、本条規則を適用する。

### **第32条 理由の検討**

出願人が、規則第30条に基づく理由により不備を補正する必要がない旨を主張した場合又は規則第29条に基づく通知に対して応答した場合、所轄官庁は、その理由を検討し、これを却下することが適切と認めるときは、出願人に通知しなければならない。前述の通知は、所轄官庁が規則第33条に規定するとおりに出願を拒絶することを決定しない限り、規則第28条に基づく通知とみなす。

### **第33条 応答不履行又は応答拒否による拒絶**

出願人が規則第30条に規定する何れかにより応答しなかった場合又は所轄官庁が当該応答により不備が解消していないと判断したか若しくは規則第32条に規定のとおり出願人の理由を却下すると判断した場合、所轄官庁は出願を拒絶し、出願人に通知する。

### **第34条 拒絶に対する不服申立**

所轄官庁が規則第33条に規定するとおりに出願を拒絶する場合、出願人は、その通知の日から1月以内に、附則2項目11による手数料を添えて、決定に対し、長官に書面で不服を申し立てることができる。

### **第35条 不服申立**

規則第30条又は第34条に基づく不服申立においては、出願人は、その内容とともに不服を申し立て、所轄官庁が決定又は措置すべきことを明示し、かつ、当該不服申立において根拠となる書類を添付しなければならない。出願人は、不服申立の根拠となる事実を確認するための宣誓供述書を添付しなければならない。

### **第36条 意見陳述の期日の設定**

不服が申し立てられた場合は、所轄官庁は、出願人の意見を聴聞する期日を設定し、出願人にその事実を通知しなければならない。

### **第37条 長官の決定**

不服申立に対する長官の決定は、理由を付した書面で、出願人に送達しなければならない。

### **第38条 1年以内の審査の終了**

(a) 意匠出願は、規則第28条に基づく最初の不備の通知を送付した日から1年以内に審査されるものとする。

(b) 分割された出願の審査は、所轄官庁が規則第29条(b)の規定に従って分割出願に関する通

知を送付した日から1年以内に終了するものとする。

(c) (a)及び(b)の規定に拘らず、規則第25条(c)に基づいて審査が延期された場合、又は規則第36条に基づいて意見の提起が請求された場合若しくは規則第34条に基づいて異議が申し立てられた場合、延期の期間及び該当するときは長官の前での聴聞の期間は、その1年の期間の計算に算入しない。

#### **第39条 類別及び小類別の決定**

所轄官庁は、附則3に従って意匠の類別及び小類別を決定しなければならない。

#### **第40条 意匠の登録証**

意匠が意匠法第31条に従って登録されている場合は、出願人は、長官が署名した登録証の交付を受けるものとし、当該登録証は、意匠が登録簿に登録された後、規則第10条に規定するとおり、登録意匠の所有者に送達される。

## 第4部：登録の更新

### 第41条 更新手数料

(a) 意匠登録を更新するために、出願人は、請求書を提出し、かつ、(b)に定める手数料の納付確認書を添付しなければならない。

(b) 意匠を有効とするために納付すべき更新手数料は、附則2項目5に定める金額とし、以下に規定するように、かつ、規則第43条に従うことを条件として納付しなければならない。

(1) 最初の更新手数料は、意匠出願の日から5年の期間が満了する前に納付しなければならない。

(2) 第2回目の更新手数料は、意匠出願の日から10年の期間が満了する前に納付しなければならない。

(3) 第3回目の更新手数料は、意匠出願の日から15年の期間が満了する前に納付しなければならない。

(4) 第4回目の更新手数料は、意匠出願の日から20年の期間が満了する前に納付しなければならない。

(c) 最初の更新手数料を納付しなければならない期日に、附則2項目5(5)に従って手数料を納付した者は、追加の更新手数料を納付する必要はなく、また、その者が納付すべきすべての更新手数料を適切かつ適時に納付したものとみなす。

### 第42条 納付の督促

出願人が規則第10条(b)に規定する電子メールアドレスを提示した場合は、所轄官庁は、意匠所有者に対し、更新手数料を納付しなければならない期日の3月前までに通知を送付する。

### 第43条 手数料の納付

(a) 更新手数料は、その納付について決定された期日の6月前までに納付しなければならない。

(b) 更新手数料の納付は登録簿に記録され、意匠所有者にはその旨の確認書が提示される。

(c) 規則第41条及び附則2に従って更新手数料を納付することを求められた期日の後に更新手数料を納付する者は、更新手数料に加え、納付の遅延が生じた各月又はその一部に関して、附則2項目6に基づく手数料を納付しなければならない。

### 第44条 意匠の失効

意匠法第41条に規定する延長期間の満了までに更新手数料が納付されなかった場合は、意匠の有効性が失効したことが登録簿に記録される。

## 第5部：長官に対する手続

### 第A章：登録意匠の取消申請

#### 第45条 取消申請

- (a) 意匠の取消申請は、附則2項目10による手数料を添えて、書面で長官に提出し、かつ、取消理由、申請人の主張の根拠となる事実及び要求する救済措置を明示しなければならない。
- (b) 取消を請求する者は、その意見陳述書に証拠を付することができる。
- (c) 取消申請人に証拠を提出する意思がない場合は、当該申請人は、自身の意見陳述書においてその事実を通知しなければならない。

#### 第46条 意匠所有者の意見陳述及び証拠

- (a) 規則第45条(a)に基づく取消申請人の意見陳述書が提出された日から1月以内に、意匠所有者は、これに応答する意見陳述書を長官に提出しなければならない。
- (b) (a)の規定に拘らず、規則第45条(b)に規定するとおり取消申請人の証拠が意見陳述書に添付された場合又は取消申請人が規則第45条(c)に規定のとおり証拠を提出しない旨を表明した場合、意匠所有者は、2月以内に長官に自身の意見陳述書を提出し、かつ、その証拠を付さなければならない。
- (c) 意匠所有者が、該当する(a)又は(b)に規定する意見陳述書を提出しない場合、意匠所有者は、取消申請人の主張を認め、かつ、取消申請人が請求する救済措置の付与に同意したものとみなす。

#### 第47条 取消申請人の証拠

取消申請人が規則第45条(b)に規定する証拠を提出せず、かつ、規則第45条(c)に基づく通知をしなかった場合、取消申請人は、規則第46条(a)に規定のとおり意匠所有者の意見陳述書が長官に提出された日から1月以内に、証拠を長官に提出しなければならない。取消申請人がこれもしない場合は、取消申請人は、意匠所有者が主張した事実を認めたものとみなし、長官はそれに従って決定を下すものとする。

#### 第48条 取消申請人の応答証拠

取消申請人は、規則第46条(b)に規定のとおり証拠が意匠所有者により提出された日から1月以内に、長官に対する応答として、意匠所有者により証拠において明示的に否認された事実又は当該証拠において最初に生じた事実に関する証拠を提出することができる。

#### 第49条 証拠の提出終了

長官の許可がない限り、取消申請人又は意匠所有者の代理として追加の証拠を提出することはできない。

#### 第50条 証拠書類の翻訳文

証拠として提出された書類が公用語又は英語以外の言語で作成されている場合は、長官が別段の指示をしない限り、その公用語又は英語への翻訳文を添付し、長官が納得するように点検しなければならない。

## 第B章：長官に対する手続の遂行

### 第51条 長官に対する手続への参加

(a) 意匠法第98条に基づく長官に対する手続への参加を求める長官への請求は、当該手続の公告日から30日以内に、附則2項目12による手数料を添えて、書面で長官に提出し、当該書面には、当該請求を決定した関連事実及び当該請求を立証する証拠を明示しなければならない。

(b) 手続の当事者は、請求に対する被請求人とし、当該当事者が同意する場合は、請求書に記載される。

(c) 手続への参加請求については、規則第97条の適用があるものとする。

### 第52条 当事者の意見を聴聞する期日の設定

請求の趣旨及び証拠が提出された場合又は証拠が提出されていない場合、これらの提出期間が徒過するとき、所轄官庁は、当事者の意見を聴聞する期日を指定しなければならない。

### 第53条 意見陳述に対する不出頭

(a) 当事者の意見の聴聞が設定された日には、当事者は、次の手続を行わなければならない。

(1) 長官は、当事者の1が出頭しない場合は、相手方当事者を聴聞する。ただし、長官は、出頭しない当事者が事件を放棄したと認めるときは、その請求を否認するものとする。

(2) 長官は、当事者の1に通知が行われなかったこと又は特別の事情により長官への出頭を妨げられたことを推定する合理的な理由がある場合は、聴聞を別の期日に延期するものとする。

(3) 長官は、当事者が聴聞の期日の1週間前までに請求し、かつ、長官が当該請求を承認する場合は、長官に提出された資料に基づいて決定を下すものとする。

(b) 当事者が双方の主張を結論付けた場合は、長官は、当事者に対し、事件全体又は長官が指示する特定の疑義に関して書面で主張を要約するよう指示することができる。当該指示は、主張の順序及び整理が必要であると長官が認める他のすべての事項を決定するものとする。

(c) (b)に基づく長官の指示に従って主張の要約を提出しなかった当事者は、長官が別段の命令をしない限り、当事者の意見を聴聞するために指定された期日に出頭しなかった当事者とみなす。

### 第54条 宣誓供述人の尋問

(a) 当事者が、当事者ではない宣誓供述人を反対尋問することを希望する場合は、当事者は、当事者の意見を聴聞するために設定されている期日の15日前までに通知書により長官にその事実を通知しなければならない。かつ、当該通知は、当該期日に宣誓供述人の出頭を要求する。宣誓供述人が外国居住者である場合は、当該通知書は、当該期日の1月前までに提出しなければならない。

(b) 当事者は、(a)に基づいて出頭を要求される特定の宣誓供述人の尋問を許可しない合理的

な理由があると主張する場合は、相手方の請求書が当該当事者に送達された日から7日以内に長官に請求書を提出し、長官は、出頭に関して決定を下さなければならない。

(c) (b)に基づいて通知がされず、かつ、宣誓供述人が(a)に従って出頭しなかった場合は、宣誓供述書は、証拠としての宣誓供述書の受領が司法の目的又は公共の利益の保護のために必要であると長官が認める場合を除き、証拠としての役割を果たさない。

(d) 長官は、いつでも、自らの発意により、尋問のために特定の宣誓供述人の出頭を要求することができる。

#### **第55条 書類の発見及び追加の詳細事項の提供**

(a) 長官は、聴聞の如何なる段階においても、当事者に対し、特定の書類が当事者の所有に係る又は管理下にある若しくはあった、並びに、当該書類が前述のように入手可能ではない場合は当該書類が当事者の所有又は管理を離れた時点及びそこに記載されていた事項を開示するよう命ずることができる。長官がそのように命じた場合は、他方の当事者は、当該書類を閲覧し、複写することができる。

(b) 長官は、係争中の疑義について、書類の聴聞への寄与、書類の証拠としての価値、開示が請求される聴聞の段階、書類の開示による相手方当事者への負担及び本規定なしに申請人が書類を検討する能力を特に考慮して、公正な聴聞を可能とするのに必要であると判断した場合を除いては、そのような命令を発してはならない。

(c) 長官は、聴聞の如何なる段階においても、当事者の請求を受けて理由を付した決定書により及び特別の理由により、請求を受けた当事者に対し、疑義が生じている事項に関連する書類であって、当該当事者が所有又は管理しているか又はしていたものであり、かつ、審査及び調査の後に発見されたものを宣誓供述書において開示するよう指示することができる。

(d) 長官は、追加の詳細事項の提供を命ずることができる。ただし、これにより、長官が、当該事項に関して当事者の主張又は当事者間で係争中の疑義が明らかになると確信する場合に限る。

#### **第56条 調書の記録**

長官に対する手続において、調書は、所轄官庁により、記録装置その他の技術的手段によって記録される。

#### **第57条 調書の訂正**

長官は、当事者の請求により、かつ、他の当事者に陳述させる機会を与えた後に、取消請求において決定が下される前か後かに拘らず、調書の記録を訂正することができる。

#### **第58条 調停**

長官は、当事者の同意を得て、長官に対する手続を調停に移行させることができる。裁判所

法第79C条については、次の変更を加えた上で、本条規則を準用する。

- (1) 各箇所において、「裁判所」を「長官」と読み替える。
- (2) 調停手続において送達された事項は、長官に対してされる手続において証拠として使用することができない。
- (3) 当事者が調停取決をした場合において、当事者はその事実を長官に通知し、長官が適切とみなし、かつ、決定により公共の利益が害されない場合、長官はその取決めに決定の効力を付与することができる。
- (4) 長官は、その権限の範囲内の手続のみを審理するものとする。

#### **第59条 長官の決定**

(a) 長官は、審理の終了時に又はその後状況に応じてできる限り速やかに、決定を下さなければならない。ただし、長官は、次のことを行うことができる。

(1) 審理の如何なる段階においても、長官が、継続中の審理において救済申立又は決定されるべき疑義に関係がある重要事実に関する認定を変更しないと認める場合は、救済申立の何れかにおいて決定を下すことができる。

(2) 長官が適切と認める場合は、係争中の疑義に関して仮の決定を下すことができる。

(b) 長官の決定には、当該事項に関する簡潔な要約、重要事実に関する長官の認定、決定すべき疑義並びに決定及びその理由を含むものとする。

(c) 長官の決定は、書面によるものとし、署名し、かつ、署名した日付の記載があるものとする。

#### **第60条 当事者への決定書の送達**

所轄官庁は、決定書を当事者に送達しなければならない。

#### **第61条 合理的な費用の支払**

(a) 長官は、自身に対する手続において、合理的な費用の支払を命ずることができる。ただし、本規則の附則4に規定する金額を超えないものとする。

(b) 長官は、何れの当事者が費用を支払うか及びその支払方法を指示しなければならない。

(c) 上述の如何なる規定も、国庫に支払う費用を裁定する長官の権限を減じるものではない。

#### **第62条 訴えの提起に関する通知**

本章に基づく手続における長官の決定に対して訴えの提起があったときは、原告は、裁判所への訴えの提起時に、その事実を長官に通知しなければならない。

#### **第63条 補足意匠についての独立した有効性の申立**

意匠法第4章第6節に基づいて取り消された意匠の所有者が、意匠法第60条に基づく権利を行使することを希望する場合は、当該所有者は、主意匠が取り消された日から1月以内に、所轄官庁にその事項に関する申立書を提出しなければならない。

## 第C章：意匠創作者の名称の一覧掲載の請求

### 第64条 意匠創作者の名称の一覧掲載の請求方法

意匠法第33条に基づく意匠創作者の名称の一覧掲載の請求は、請求の根拠となる事実を証明する宣誓供述書及び附則2項目4による手数料とともに、書面で当局に提出しなければならない。

### 第65条 意匠創作者の名称の一覧掲載の取消の請求方法

(a) 意匠創作者の名称の一覧掲載の取消請求書は、いつでも提出できるものとし、請求人が根拠とする理由及び事実を明示するものとする。

(b) 取消請求人は、その主張に証拠を付することができる。

(c) 取消請求人が証拠を提出する意思がない場合は、その者は、自身の主張においてその事実を通知しなければならない。

### 第66条 意匠創作者の名称の一覧掲載の取消請求に対する被請求人

意匠創作者として名称が記載されている者及び意匠法第33条(c)に基づいて意匠創作者の名称の一覧掲載について通知された者は、請求に対する被請求人となる。

### 第67条 意匠創作者の名称の一覧掲載の取消請求における手続の継続

第A章に基づく意匠取消請求及び第B章に基づく長官に対する手続の調査事項について定める手続については、本章に基づく手続の継続の適用があるものとする。

## 第D章：意匠の有効性更新

### 第68条 有効性更新の申請

意匠の有効性更新の申請は書面によるものとし、申請人が当該請求の根拠とする事実を明示し、かつ、附則2項目7による手数料を添えなければならない。長官は、必要があると判断した場合は、申請人に対し、申請書に明示された事実を裏付ける宣誓供述書を提出するよう求めることができる。

### 第69条 申請の拒絶通知

(a) 長官は、意匠の有効性更新の申請が受理されるべきものと認められない場合、申請人にもその旨を通知しなければならない。申請人は、当該通知を受けてから1月以内に、長官に対して意見を陳述させるよう請求することができる。

(b) 申請人が自身の意見を陳述させるよう請求しなかった場合は、申請人は自身の申請を放棄したものとみなす。

#### **第70条 有効性更新の申請の受理**

(a) 長官は、意匠の有効性更新の申請を受理した場合は、それを単に審査した後であるか又は申請人の意見を聴聞した後であるかに拘らず、申請人にその旨を通知しなければならない。

(b) 長官が、申請人に対し、(a)に規定のとおり申請を受理した旨を通知した場合は、申請人は、当該通知を受けてから1月以内に、附則2項目5による更新手数料のうちの未納付分を納付しなければならない。

#### **第71条 登録簿における有効性更新の記録**

長官が意匠の有効性を更新することを決定し、かつ、附則2項目5による手数料が納付された場合は、その事実は登録簿に記録され、意匠所有者にはその事実を証明する証明書が交付されるものとする。

#### **第72条 有効性更新の取消請求**

(a) ある者が登録意匠の有効性更新を取り消すことを希望する場合は、その者は、その事実を書面で通知し、有効性更新の条件のうちの何が満たされていないかを請求書に明示し、かつ、附則2項目10に従って手数料を納付しなければならない。

(b) 取消の請求人は、その主張に証拠を付することができる。

(c) 取消の請求人が証拠を提出する意思がない場合は、当該請求人は、自身の主張においてその事実を通知しなければならない。

(d) 本条規則に基づく手続の継続は、第A章に基づく意匠の取消申請及び第B章に基づく長官に対する手続の遂行に関して定める手続に従うことを条件とする。

### **第E章：職務創作意匠に関連する係争**

#### **第73条 長官への申立に関する通知**

(a) 特定の意匠が職務創作意匠であるか否かの疑義に関して決定を下すための長官への申立は、当該疑義に関して決定を下すための関連事実及びその根拠の証拠を明示して書面で長官に提出し、被申立人が誰であることを明示しなければならない。

(b) 申立人が証拠を提出する意思がない場合は、当該申立人は、自身の主張においてその事実を通知しなければならない。

(c) 本条規則に基づく手続の継続は、第A章に基づく意匠の取消申請及び第B章に基づく長官に対する手続の遂行に関して定める手続に従うことを条件とする。

## 第6部：登録簿における記録及び書類の訂正

### 第74条 意匠登録簿

各意匠に関して意匠登録簿に記録される詳細事項は、次のとおりである。

- (1) 意匠所有者又は意匠についての権利を有する者の名称，宛先，イスラエル国内での書類の送達宛先及び明示されている場合は意匠創作者の名称
- (2) 意匠の名称，類別及び小類別，出願日，並びに優先権が主張されている場合は，意匠法第21条の意味における先の出願がなされた受理官庁，先の出願の出願日及び先の出願がなされた当局により先の出願に付与された番号その他の識別記号，該当する場合は当該意匠の登録日，意匠の文字による説明
- (3) 納付された更新手数料，期間の満了，有効性の更新，意匠に関して開始された手続とその結果
- (4) 所有権の移転，意匠法第15条に基づく登録意匠の権利に関する個別のライセンスの付与，所有権又はライセンスを付与された者の名称及び宛先並びにその付与日，若しくはライセンスに関してはその満了日
- (5) 意匠が補足意匠又は分割出願に基づく意匠であるか否か
- (6) 所轄官庁が請求する他の何れかの詳細事項であって，公衆がその公告に利害関係を有すると認められるもの

### 第75条 変更の記録

(a) 規則第74条(1)に規定する詳細事項の変更を記録する申請は，所轄官庁に対して行い，申請の理由を明示し，かつ，当該申請を裏付ける証拠を付し，また，所轄官庁は，充足させるための追加の詳細事項又は証拠を要求することができる。

(b) 意匠所有者による誤植訂正又はイスラエル国内における書類の送達宛先変更を求める申請書が(a)に規定のとおり提出された場合は，これに関して手数料は徴収されない。

(c) (a)に規定のとおり申請が提出される場合において，登録所有者又は個別のライセンス所有者以外の者が，登録所有者の代理ではなく又は登録所有者の同意を得ていないときは，申請は，規則第79条に従う。

### 第76条 登録意匠の所有者の請求による登録簿における意匠登録の抹消又は取消

意匠法第47条に基づく登録簿における意匠登録の抹消又は取消の申請は，意匠所有者が書面で提出し，その書面には，該当する場合は抹消又は取消の理由及び請求された救済措置を明示しなければならない。

### 第77条 所有権の移転及び個別のライセンスの登録

(a) 登録意匠における所有権の移転又は個別のライセンスの付与を登録する申請書は，当該措置を証明する書類及び附則2項目9による手数料を添えて，所轄官庁に提出しなければならない。

(b) 所轄官庁は、提出された書類の審査の後に権利が移転されたことを知った場合は、当該権利の移転を登録簿に記録しなければならない。

(c) 所轄官庁は、提出された各書類の認証謄本及び登録が請求された移転を証明する追加の書類を求めることができる。

#### **第78条 要約及び書類の受領**

登録簿から要約の認証謄本を求める申請及び意匠法第104条に規定する長官が所有する書類の認証謄本を求める請求は、書面で提出し、当該書面に、附則2項目14又は15による手数料を添えなければならない。

#### **第79条 記録及び書類の訂正申請**

(a) 記録及び書類の訂正申請書は、附則2項目8による手数料を添えて、長官に提出し、当該申請書には、請求する訂正、請求の理由及び申請人が根拠とする事実を確認する宣誓供述書を明示しなければならない。

(b) 所轄官庁は、何人の権利もこれにより害される虞がないと認める場合は、当該訂正を許可した又は行った旨を申請人に通知しなければならない。

#### **第80条 意匠所有者以外の者による記録及び書類の訂正申請**

(a) 規則第79条に規定する申請が登録意匠の所有者ではない者によりなされた場合は、登録意匠の所有者は、訂正申請がされたことを所轄官庁が通知した日から2月以内に、当該申請に対して応答することができる。

(b) 意匠所有者が所定の期日に申請に対して応答しなかった場合は、長官は、訂正案を検討し、訂正が許可されるべきであると確信しないとき又は許可を付与する条件を定めなければならないと判断したときは、該当する場合は申請人及び意匠所有者にその旨を通知しなければならない。

(c) 意匠所有者が申請に対して応答した場合又は訂正申請人が自身の意見を述べることを求めた場合は、長官は、当該意見を聴聞する期日を設定し、その旨を当事者に通知しなければならない。

#### **第81条 訂正の公示**

(a) 長官は、記録又は書類の訂正を許可する場合は、申請のみを検討した後であるか又は申請人若しくは当事者の意見を聴聞した後であるかに拘らず、該当する場合は申請人及び意匠所有者にその旨を通知しなければならない。

(b) 所轄官庁は、当該訂正をウェブサイト上で公示しなければならない。訂正が登録簿に明示された詳細事項に関するものである場合は、当該訂正を登録簿に記録しなければならない。

## 第82条 訂正取消申請

(a) 登録簿又は意匠法に基づいて当局が交付する他の何れかの書類に登録された詳細事項の訂正を取り消すことを希望する者は、その旨を書面で通知し、訂正条件の何れが満たされていないかを申請に明示し、かつ、附則2項目10に従って手数料を納付しなければならない。

(b) 取消を請求する者は、その主張に証拠を付することができる。

(c) 取消を請求する者が証拠を提出する意思がない場合は、その者は、自身の主張においてその事実を通知しなければならない。

(d) 本条規則に基づく手続の継続は、第1章に基づく意匠の取消申請及び第5部第2章に基づく長官に対する手続の遂行に関して定める手続に従うことを条件とする。

## 第7部：ウェブサイト上の公示

### 第83条 情報の公示

(a) 長官は、意匠法に他の規定がない限り、情報及び書類を受領又は作成した後は、意匠法に従って、直ちにこれらをウェブサイト上で公示しなければならない。

(b) (a)に拘らず、当局は、申請人の識別番号が申請人により送付されたものであるか又は当局が作成する書類に含まれているものであるかを問わず、当該申請人の識別番号がウェブサイト上で公示されないことを確保するための措置を取らなければならない。

(c) 意匠法第103条(b)に基づいて理由を付した申請書が提出された場合、当該情報は、長官が、書面での理由を付した決定において別段の決定を下さない限り、ウェブサイト上で公示してはならない。当該決定書は、申請人に送付される。長官は、決定の目的のために、特に、当該情報が、プライバシー保護法、5741 - 1981第7条に定義する情報であるか又は当該情報の定義の範囲内には入らないものの、ある者の私的事項に関する情報であるか若しくは商業不法行為法、5759 - 1999第5条に定義する営業秘密である情報であることを検討しなければならない。

(d) 当局は、ウェブサイトを通じて、(c)に基づく申請人の権利を申請人に通知する。

## 第8部：所轄官庁の措置に対する異議

### 第84条 所轄官庁の措置に対する異議

所轄官庁による決定又は措置に対して異議を申し立てようとする者であって、この目的のために本規則において他の期日が設定されていない者は、所轄官庁の決定又は措置について通知を受けた日から1月以内に、附則2項目11に基づく手数料を添えて、長官に異議を申し立てなければならない。異議申立については、規則第35条から第37条までを適用する。

## 第9部：補助的権限

### 第85条 訂正を許可する権限

(a) 所轄官庁は、意匠法又は本規則に他の規定がなく、かつ、訂正が別の者の権利に影響を及ぼさないと認める場合、何れかの手続において提出された申請書又は書類の誤りを訂正するか又は是正を許可することができる。

(b) 是正の申請が係争手続において問題とされている場合は、長官は、当事者の意見を聴聞した後に、当該問題に関して決定を下さなければならない。

### 第86条 書面による主張の要約

長官は、申請人又は当事者に対し、その者が長官に対して主張した主張を書面で要約するよ

う要求することができ、かつ、長官がそのように要求する場合は、その要求に従う必要がある者は、長官が定める期間を守らなければならない。

#### **第87条 説明の要求**

所轄官庁は、係争手続以外の手続を開始した者に対し、出頭し、かつ、その者の申請又はその者が提起した手続における事項について口頭により説明するよう要求することができる。所轄官庁は、申請人に対して当該要求について相当の猶予期間を置いて通知し、かつ、その記録において出頭及び説明に関する書類を保管しなければならない。

#### **第88条 原本の提出**

所轄官庁は、宣誓供述書又はイスラエル当局若しくは外国当局により提示された公式文書の写真複写又はコンピュータによるスキャンを提出した者に対し、その原本を提出するよう又はその信頼性を証明するよう求めることができる。ただし、複写又はスキャンが明瞭ではない場合、又は不正確である若しくは原本と同一ではないとの合理的な疑いがある場合に限る。本条規則において、「写真複写」とは、証拠条例第40条に定義するものをいう。

#### **第89条 手続**

長官の決定に対する訴えにおける手続は、治安判事裁判所の判決に対する訴えにおける手続と同一とする。

#### **第90条 長官の決定書の写**

訴えを提起された裁判所は、その決定書の写を長官に送付する。

#### **第91条 審理の継続**

長官、副長官又は知的財産権仲裁人が、理由の如何を問わず、開始された事件(以下、本条規則において「終結していない事件」という)に関する審理を終結することができない場合については、次の規定を適用する。

(1) 長官は、終結していない事件を自ら審理するか又はこれを副長官又は知的財産権仲裁人に移管するかを決定しなければならない。

(2) 長官及び(1)に従って事件が移管されていない副長官又は知的財産権仲裁人は、本規則に基づいて記録された証言を自ら審理又は記録したものとして扱うことができ、また、前任者が達していた段階から審理を継続することができる。

## 第10部：雑則

### 第A章：雑則

#### 第92条 侵害の主張における報告方法

(a) 民事訴訟規則，5744 - 1984の第I章及び第J章の適用を除外することなく，裁判所は，原告の請求により，一応の権利があると認める場合は，報告書を提示する命令を発することができる。ここで，裁判所は，被告に対し，生産日及び生産数量，販売業者に関する詳細事項並びに購入及び販売の日付及び数量を含む，主張に関する詳細事項及び説明を提示するよう命ずる。

(b) 報告書は，宣誓供述書において提示し，当該報告書は，命令が被告に送達された日から30日以内に又は裁判所が命じた別の期間内に提出しなければならない。

#### 第93条 未登録意匠を表示する方法及び時期

(a) 未登録意匠の表示は，以下に規定する何れかにより行い，その表示の隣に基準日を記載しなければならない。

- (1) 未登録意匠
- (2) URD
- (3) IL-URD

(b) 物品の表示は，当該物品がイスラエル国内における販売のために供給される又は市場に流通される際に，インターネット経由を含め，意匠所有者又はその代理者により商業目的で行われるものとする。

(c) 表示は，目に見えるものでなければならず，該当する場合は物品又は包装の大きさに対して適切な割合でなければならない。

(d) 各物品については，特に，次の何れかにより個別に表示しなければならない。

- (1) 取り外し可能であるか否かを問わず，物品又はそれに貼り付けられたラベル上であること
- (2) 物品が包装に表示される場合は，包装上に表示すること
- (3) 物品がウェブサイト上で表示される場合は，表示はウェブサイト上で行われること。ただし，この表示は，物品が店舗などで直接陳列される形でも陳列される場合は，物品の表示の代替とはならないものとする。
- (4) 店舗などで直接陳列される形で複数の物品が陳列され，まとめて表示される場合は，表示は，表示に係る物品に関して区別すること

### 第B章：一般的な手続

#### 第94条 窓口業務時間及び書類の閲覧

当局の事務所は，日曜日から木曜日までの8時30分から13時30分まで一般に開放される。ただ

し、休日、サバティカル又は所轄官庁がウェブサイト上で窓口業務を行っていないと発表した日は除く。当該窓口業務時間中は、意匠法又は本規則に基づいて閲覧することができるすべての書類は、その時に当局の業務に必要な書類を除き、閲覧のために利用することができる。

#### 第95条 期日

意匠法又は本規則が所轄官庁の措置の後又はその結果として行うことを要求又は許可する手続の遂行にかかる期間の計算は、所轄官庁による措置の通知が、手続を行わなければならない又は手続を行う可能性のある者の書類の送達宛先を宛先とした書簡により送達された日から開始するものとし、また、通知が規則10条(b)に規定するとおりに電子メールにより送付された場合は、当該通知が送達されなかったことを所轄官庁が納得するように証明しない限り、電子メールメッセージが送付された日から開始するものとする。

#### 第96条 延長

(a) 規則第97条が適用されない、意匠法第100条に基づく期間の延長申請は、理由を付し、かつ、附則2項目13による手数料を添えて、書面で所轄官庁に提出しなければならない。

(b) 所轄官庁は、申請を検討し、申請において主張された事実を証明するための証拠を請求することができる。所轄官庁は、その決定を申請人に書面で通知し、また、その請求を否認する場合は、書面で理由を付した決定を通知しなければならない。

(c) 所轄官庁が申請を否認した場合は、申請人は、所轄官庁の決定について通知を受けた日から10日以内に、所轄官庁に対して自身の意見を陳述させるよう請求することができる。

#### 第97条 仮申立

(a) 仮申立は、本規則に別段の明文の規定がある場合又は所轄官庁が特定の申立に関して別段の指示をする場合を除き、書面で提出しなければならない。

(b) 仮申立において、申立人は、次のことをしなければならない。

(1) 次の詳細事項を示すこと

(a) 手続の当事者の名称及びその宛先並びに当事者が代理されている場合は、その代理人の名称及び宛先

(b) 申立において請求された救済措置の特定を可能とする申立の表題

(2) 参考事項を含め、自身の主張を詳述すること

(3) 申立の根拠となる事実を確認するための宣誓供述書を添付すること

(4) 申立の提出時に申立書に添付されていなかった宣誓供述書は、長官の許可がある場合を除き、申立書に添付することができない。

(c) 被申立人は、仮申立書が送達された日から20日以内又は長官が定める期間内に、仮申立書に対して応答することができる。応答については、(a)及び(b)を適用する。

(d) 申立人は、10日以内又は長官が定める期間内に、被申立人の応答に対して応答する権利を有し、また、応答については、(a)及び(b)を準用する。

(e) 追加の応答は、長官の許可がある場合を除き、申立人又は被申立人の代理として提出することができない。

(f) 仮申立(聴聞の期日の変更の申立、期日の延長の申立又は調書の訂正の申立)には、申立書の提出前に行われた照会に応じて申立人に提出された申立書に関する手続における他の当事者の見解を含めるものとする。手続の他の当事者の見解が含まれない場合は、その理由を記載しなければならない。

(g) 長官は、申立書及び(c)から(e)までにのみ基づく応答に基づいて又は必要があると判断した場合は、宣誓供述書に関して宣誓供述人が質問した後に、仮申立に関する決定を下すことができる。

(h) 仮申立が否認され、手続の当事者が同一の申立書又は類似の申立書を再提出する場合は、当該申立書は、先の申立書の詳細事項を記載しなければならない。

## 第C章：手数料

### 第98条 手数料の納付義務

(a) 所轄官庁に申請書を提出する者であって、所轄官庁に対して手続を遂行する又は附則2の表の欄Aに掲げる手続をすることを要求する者は、欄Aの隣の欄Bによる手数料を納付しなければならない。当該申請書(手続の遂行又は手続の要求)には、当該事項に他の規定がない限り、手数料の納付確認書を添付しなければならない。

(b) 所轄官庁は、附則2に定める手数料が申請又は手続に関して納付されていない限り、当該附則に規定する申請又は手続については審理をせず、かつ、当該附則に規定する手続をしないものとする。ただし、手数料又はその一部の未納は、明示的に別段の定めがある場合を除き、申請、手続又は所轄官庁の措置を遡及的に無効にするものではない。

### 第99条 指数化

(a) 附則2に掲げる手数料の金額及び附則4に基づく最大金額は、基本指数に対する新指数の変化率に応じて、毎年1月1日(以下「変更日」という)に変更するものとする。その際、

「指数」とは、中央統計局が公表する消費者物価指数をいう。

「新指数」とは、変更日前の11月に公表される指数をいう。

「基本指数」とは、2018年11月に公表された指数をいう。

(b) (a)に規定のとおりに変更された金額は、新シェケル(イスラエルの通貨単位)を四捨五入し、シェケルの半分の金額は、切り上げるものとする。

(c) 所轄官庁は、本条規則の規定により改正された附則2及び4をReshmot(イスラエル国の公

式記録及び法律に関する官報)及びウェブサイト上で公示する。

#### **第100条 手数料の納付**

(a) 本規則に基づく手数料は、郵便貯金銀行において又は政府納付サーバーを介して、この目的のために指定された当局の口座に預金することにより納付することができる。納付確認書は、手数料が納付された事項に関する通知とともに所轄官庁に提出されるが、規則第4条に従って申請サイト上で提出される場合は、納付確認書は提出されない。

(b) ある者が2以上の事項について手数料を納付した場合は、(a)に基づく通知において、手数料が納付された事項を明示しなければならない。

(c) 附則2に挙げる手数料に関しては、所轄官庁は、(a)に基づく通知書の受領日とともに、納付確認書の提出が要求される場合は、納付確認書の受領日を納付日とみなす。

#### **第101条 過誤納の手数料の返還**

所轄官庁による手続のために納付された手数料は、手続をしない旨の請求書が提出された場合において、実際の過誤に起因して納付されたことを所轄官庁が認めるように証明され、かつ、当該請求書が当局により受領された日に、所轄官庁が、手数料納付のための手続をしていないときは、手数料を納付した者に返還される。

### **第D章：開始と適用**

#### **第102条 開始と適用**

(a) 第17条(d)(3)の開始日は、2019年7月1日に発効する。

(b) 2019年1月1日から発行する類別表 省略

(c) 開始日の前夜に提出された意匠出願は、本規則に基づいて提出されたものとみなされ、本規則に従って料金が納付され、本規則の開始日から適用される。

#### **第103条 経過措置**

(a) 本規則の発効日から2021年1月1日までの期間、第83条(b)は以下の記載がされているとみなされる：

「(b)(a)の規定に拘らず、所轄当局は申請者の提出書類又は所轄官庁の作成文書に含まれる申請者のID番号をウェブサイト上で公開を可能な限り防止するため、妥当な措置を講ずるものとする。」

(b) 本規則の発効日から2019年1月1日までの期間の類別表の読み替えつき、省略。

#### **附則1 (本規則第1条 願書の様式) 省略**

#### **附則2**

(本規則第7条(b)(3)、第13条、第22条(a)、第26条、第28条(a)、第30条、第34条、第41条、第43条、第44条、第45条(a)、第51条(a)、第64条、第68条、第70条(b)、第71条、第72条(a)、第

75条(a), 第76条, 第77条(a), 第78(a)条, 第79条, 第82条(a), 第84条, 第96条(a), 第98条, 第99条, 第100条, 第101条)

1. 本附則において,

「高等教育審議会法」 高等教育審議会法, 5718-1958

「特別な出願人」 以下の1の出願人をいう。

- (1) 大企業ではない者
- (2) 前年度の売上高が1000万NIS以下の企業又は合資会社
- (3) 高等教育審議会法第9条に規定の認定機関
- (4) 高等教育審議会法第21A条に規定の許可証明書又は認定を受けた機関
- (5) 高等教育審議会法第28A条の規定で認められた学位授与機関

料金表

	項目A 備考	項目B NIS
1.	法第19条(同法第55条に規定の補足意匠出願を含む)の組物意匠を除く単一物品に適用される意匠登録出願。ただし、詳細な意匠の最初の出願を行う特別な出願人は、この額の60%を納付する。	400
2.	法第19条(同法第55条に規定の補足意匠出願を含む)の組物意匠の物品に適用される意匠登録出願。ただし、詳細な意匠の最初の出願を行う特別な出願人は、この額の60%を納付する	600
3	法第28条に基づく早期審査請求；各意匠あたり	250
4	法第33条に基づく意匠創作者の名称の一覧掲載のための請求；各意匠あたり	150
5	法第40条及び第86条(1)に基づく各意匠あたりの更新手数料は、以下のとおり； (1) 意匠出願日から5年満了日を開始日とし10年満了日までの期間。 (2) 意匠出願日から10年満了日を開始日とし15年満了日までの期間。 (3) 意匠出願日から15年満了日を開始日とし20年満了日までの期間。 (4) 意匠出願日から20年満了日を開始日とし25年満了日までの期間。 (5) 全期間。	500 600 700 1000
6	法第41条及び第86条(1)に基づく更新料納付遅延に対する割増手数料，各意匠あたり，1月ごと；	80
7	法第43条に基づく有効性更新のための請求	550
8	法第46条(a)に基づく記録及び書類の補正申請書	550
9	法第17条に基づく意匠登録出願	150
10	法第48条に基づく登録意匠の所有者ではない者の請求による登録簿における意匠の登録の取消，失効した意匠の有効性の更新の取消及び登録された詳細の訂正の取消	1,000
11	法第96条に基づく長官への異議申立	550
12	法第98条に基づく手続への参加申請書	550
13	法第100条に基づく期間延長料	80
14	法第104条に基づく認証文書	10
15	法第104条に基づく文書の複写	10

附則3

(本規則第39条)

類別表

省略